

会 議 録

- 1 付属機関等の会議の名称 令和3年度第3回美里町地域福祉計画策定委員会
令和3年度第3回美里町地域福祉活動計画策定委員会
- 2 開催日時 令和3年11月26日（金）午後1時30分から午後3時10分まで
- 3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階 大広間
- 4 会議に出席した者
 - （1）委 員 黒沼和良委員、木村明子委員、西山重義委員、佐々木文子委員、伊藤恵委員、清野三由記委員、狩野充憲委員、武藤哲哉委員、忽那香菜子委員
 - （2）事務局 健康福祉課 菊地課長、伊藤（博）課長補佐
社会福祉協議会 山口事務局長、永沼地域福祉課長、田村主事
 - （3）その他 なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）議題
・第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画（案）について
 - （2）公開区分 公開
- 6 非公開の理由 該当なし
- 7 傍聴人の人数 0人
- 8 会議資料
 - 資料1 第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画計画書案
 - 資料2 第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画（案）概要
※パブリックコメント手続用

9 会議の概要

- （1）会議録署名人 伊藤恵委員、清野三由記委員
- （2）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の詳細な記録（全文筆記））

○事務局（菊地課長） 時間が少し早いのですが、おそろいですので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、木下委員からは欠席のご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

開会前に資料の確認をさせていただきます。事前に配付をさせていただきました3冊です。まずは本日の次第、第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画書案、それから、片方が綴じてあります第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画（案）の概要でございます。この3つであります、でございますでしょうか。

それでは、ただいまから第3回美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画策定委員会を開会いたします。

初めに、黒沼会長よりご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○会長（黒沼和良） 皆さん、こんにちは。

本日は、第3回美里町地域福祉計画、そして、地域福祉活動計画の策定委員会にご案内申し上げましたところ、参加いただきまして大変ありがとうございます。

今回は、前回の策定委員会の内容を踏まえて、計画書案など全て整っております。ということで、先ほど課長さんからお話ありました計画書案が皆様のところに配付されたわけですが、それら踏まえて、その理念、それから目標、具体的な5年間の取組について、担当の方から説明をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

最近では、コロナについては、感染する方々がゼロだったという数字で推移したり数名ということで大分少なくなはなっておりますが、やはりまだまだこれから増えていく可能性も大でありますので、会議につきましても、なるべく短時間で、可能であればですけれども、ご理解いただければというふうに思っておりますので、その辺皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、第3回の策定委員会をスタートしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） それでは、議事につきましては、黒沼会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（黒沼和良） それでは、ここの議事に入る前に、議事録署名人を委員さんの中から指名していきたいと思っておりますが、私からご指名させてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） では、そのようにさせていただきます。

では、まず伊藤恵委員さん、お願いします。それから、清野三由記委員さん、よろしくお願いいたします。このお二方に議事録署名人をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

（1）第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画（案）についてを提案していきたいと思っております。

冊子がありますので、これを基にして担当の方から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐） 事務局の伊藤でございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私から、計画（案）の説明をさせていただきたいと思っております。

着座にての説明をお許してください。

本日、委員皆様のお手元に、おかげさまで計画書案という冊子として、まとめることができました。こちらの計画書案と、後々ご説明いたしますパブリックコメント手続用の計画（案）の概要、A3の2枚の資料、お手元に届けさせていただきました。パブリックコメント手続用の概要につきましては計画書案の抜粋となりますので、今回、説明は省略させていただきたいと思っております。あくまでも参考としてご覧いただければということの資料送付となります。

それでは、お手元の計画書案、全部で84ページのボリュームとなります。こちらにつきまして概要をご説明させていただきたいと思っております。

まず、初めに申し訳ありませんが、計画書案を開いていただいて目次、表紙から紙2枚を開いていただくと目次がございます。目次、もう1枚開いていただいて、1か所削除いただきたい部分があります。下の部分、58ページの「施策体系」という項目がございます。ここ、すみません。皆様に資料を送付してから気づいたのですが、下に、(4)(3)(2)(1)と項目が逆に入っております。それで、この項目自体、こちらのページ、施策体系の図が入っているページなので、ここの(4)(3)(2)(1)全て、「第4節 施策体系」という部分は残していただいて、下に連なる(4)(3)(2)(1)の項目の削除をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、計画書案についてご説明させていただきます。

まず、基本的に計画書案の1ページから54ページまで、こちらまでは基本的にこれまでの策定委員会で資料としてお示しした計画の策定方針や現状の分析、アンケート調査、現行計画の評価、課題について、これまでの資料を計画書という形として章立て、文章化したものでございます。こちらにつきましては、大きく中身は変わっておりませんので、今回、説明からは省略させていただきたいとは思いますが、こちら54ページまでの間で今までの資料になかった部分2か所ほど追加しておりますので、簡単にご説明させていただきます。

まずはページの6ページをご覧くださいと思います。

こちらの6ページの下、各計画の法的根拠の説明、1回目に策定方針としてご説明したところですが、今回6ページの下に細目の3、成年後見制度利用促進基本計画という項目を足しております。こちらにつきましては、成年後見制度という制度がございます、こちらの成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される成年後見制度利用促進基本計画、こちら後ほどご説明しますが、「第4章 基本目標」の中に、「権利擁護体制の強化」という項目がございますが、こちらの項目について成年後見制度利用促進基本計画として位置づけたいということで、こちらに追記させていただいております。

続きまして、隣のページ、7ページです。こちらの一番下です。こちらに、今回の計画の中に、国連で可決された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のSDGs、よくここ一、二年、ニュースなどでもSDGsのことについて報道されますが、こちらの部分、実は町で昨年度策定した総合計画の中で、福祉の分野でこの7ページ下の項目、1、3、4、5、8、11、16、17の7項目についてSDGsの達成目標を設定しているところがございます。これを踏まえながら、今回の計画につきましても同じゴールを目指して施策を展開するということで、今回、簡単ではありますが、追加したところがございます。

この2点が、これまでの資料とは別に追加した部分となっております。

それでは、ページ55ページをご覧くださいと思います。

55ページ以降が、今回、これまでの資料のほかに新たに書き起こした部分となっております。こちら55ページは「第3章 計画の基本方針」をまとめたものでございます。

55ページの第1節では基本理念を定義しておりますが、今回の計画案においても、これまで進めてきました地域福祉に関する具体的な取組を継承しながら、さらに今回、地域福祉計画・地域福祉活動計画の2つの計画を初めて1つのものとして総合的に推進していくということでもありますことから、コンセプトは前回から大きく変更は行わず、現行の第1期地域福祉計画で設定した基本理念であります「一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと

暮らせるまち みさと」、こちらの理念を第2期・第4次の計画に継承し、引き続き地域における支え合いとともに、様々な主体が協力・連携して、生き生きと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきたいと考えてございます。

ページをめくりまして56ページをご覧ください。

こちら56ページにつきましては、計画の視点についてまとめたものでございます。基本理念を目指すために重視する点につきましては、これまでの視点をそのまま継承したいと考えております。

地域福祉を推進して理念を実現させるため、4つの視点というものを今回設定させていただきました。

1つ目は、各種地域団体のネットワークを構築、ボランティアや地域活動の活性化、協働による福祉活動のしくみづくり、福祉教育の推進や啓発、地域福祉活動のPRによる担い手づくりなど支え合いの活動を担うひとづくりの観点からの地域における支え合いの醸成。こちらが1つ目の視点。

2つ目は、日常の暮らしの中から顕在化する様々なニーズや生活課題を“我が事”として捉え、住民をはじめとする地域の多様な主体が自己の役割を認識しながら地域福祉活動に参加・参画できるよう働きかけるという観点からの、住民をはじめとする多様な主体の参加。

3つ目は、誰もが地域社会から排除されることなく、人と地域資源すべてがかけがえのない存在として尊重し合いながら共生し、暮らしと生きがいを共に創造する地域づくりを進めていくという観点からの、一人ひとりを尊重し合う地域づくり。

最後の4つ目としまして、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」といった関係を超えて包括的に連携しながら、個々の課題の関連を意識して課題の解決に向けて地域ぐるみで取り組んでいくという観点からの、地域の生活課題への横断的な対応。

この4つの視点を基に、計画の基本理念を実現するため、次のページ、57ページの基本目標というものを設定しました。

現行の第1期地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の両方とも、現在は基本目標4つを設定し、さらに細目に分けて施策を展開している状況です。

今回の計画（案）では基本目標のポイントを大きく3つに、人づくり、地域づくり、仕組みづくり、この3つに大別して目標を設定したところであります。

基本目標の1つ目につきましては、広報活動や福祉教育などの様々な機会を通して多様性を認め合い、人権や権利擁護を含めた地域福祉に対する理解を深め、地域の生活課題や地域福祉活動に積極的に関わり、参加することを通して福祉意識の醸成を目指していく、みんなが輝く人づくり。

2つ目の基本目標は、住民同士の交流等を通して、年齢などに関係なく地域ぐるみの福祉活動の促進を目指し、自助・互助・共助・公助の連携のもとで、困りごとや課題を抱えている人を把握し必要な支援につないでいく体制整備を住民の皆様や各種機関が協働しながら誰もが地域において必要な支援を受け、自分らしい暮らしを続けていくことができる地域づくりを目指すという、ささえあいと協働による地域づくり。

3つ目の基本目標は、支援を必要とする人が個々の生活や身体状況など状況にマッチしたサービスを利用できるよう、平易な情報提供ときめ細かな相談支援体制の充実や、対象者の

地域での暮らしを支え、誰もが安全安心に過ごすことができる地域づくりを目指す、ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり。

この3つの基本目標を計画期間の5年間の主要な目標としたいと考えております。

58ページをご覧くださいと思います。

ただいま説明した基本理念、計画の視点、3つの基本目標を施策について視覚化したものが58ページの相関図となっております。理念を達成するための視点4つ、それを実現するための目標3つ、こちらが相関図となっております。

隣の59ページをご覧くださいと思います。こちら地域での支え合いの考え方ということで、文章と図式化したものです。

基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、制度や各分野で縦割りの的に取り組むのではなく、「地域」という場所に主眼を置いて、地域に生じる様々な困りごとを横断的に対応していく必要があります。

そのため、地域の支え合いの考え方、一番下の図、字が小さくて申し訳ないのですが、支え合いの考え方として、自身の努力で課題を解決していく（自助）、個人や家族で解決できない問題や課題に地域や活動団体が関わる（互助・共助）、地域や関係団体で解決し切れない問題に町などの公的なサービスや環境づくりを通じて関わる（公助）。この自助・互助・共助・公助の仕組みを一層強化して、住民・地域、町と町社協が連携しながら、よりよい方策を見だし、相互に働きかけ取組を継続して進めていくことを、こちらの図としてまとめております。

誰もが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを受け、そして、安心して生活できるよう、町内における地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案し、地域全体で支え合っていくための仕組みづくりについて町全体を1つの日常生活圏域として見立て、様々な課題に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、60ページからとなります。こちら、先ほどご説明した基本目標に対する課題、施策の方針となります。こちらにつきましては、説明を私から社会福祉協議会の永沼課長に替わりましてご説明申し上げます。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） それでは、私、永沼から、基本目標1から最後のところまでご説明をさせていただきたいと思います。

着座にてご説明申し上げたいと思います。ご了承願います。

それでは、60ページからでございます。

ここからが施策に対する具体的な取組ということで記載をしているページになっております。

まず、ページの構成からご説明をしたいと思います。基本的に左と右ページの見開きで、左側に現状と課題、それから施策の方針ということで掲載をしまして、右ページには、それぞれ4つの立場から具体的に取組んでいく内容ということで記載をしている構成となっております。

4つの立場といいますのが、61ページをご覧くださいますと、箱囲みで書いている部分でございます。1つ目は「住民一人ひとり・住民同士ができること」ということ。2つ目は、「行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み」、3つ目は、「美

里町社会福祉協議会の取り組み」、4つ目、最後が、「美里町の取り組み」ということで、この4者の立場から具体的にどう取り組んでいくかというものを文章化いたしまして、さらに、美里町社会福祉協議会と美里町の取組につきましては、点線の箱囲みの中に具体的に事業の主なものを抜粋して主な取り組み・事業ということで掲載しております。

それでは、60ページから説明を始めていきますが、時間の関係上、現状と課題、それから、施策の方針、左側を中心に抜粋してご説明をさせていただくようになりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、60ページです。「基本目標1 みんなが輝く人づくり」からでございます。

基本目標を達成するために、少しページを戻っていただきまして58ページをご覧くださいますと、目標の下にそれぞれ、例えば、「基本目標1 みんなが輝く人づくり」であれば、1-1から1-3まで、施策ということで組み立てております。そういったところで、「基本目標1 みんなが輝く人づくり」のところの「1-1 地域福祉活動に対する理解の促進」という施策の中では、施策の方針といたしましては、1-1-1ということで、60ページの下半分ですが、地域福祉に対する意識の醸成、それから、1-1-2では福祉教育の充実、1-1-3では人権教育の充実、1-1-4では地域福祉活動への参加促進ということで掲げております。それら4つのことの具体的な取組としましては、61ページに掲載しているものが具体的な取り組み内容ということでご理解していただければと思います。

続きまして、62ページにまいります。

62ページ、63ページは、「1-2 地域福祉活動を支える人材・団体の育成」でございます。それらの施策の方針といたしましては、まず、1-2-1としてボランティアの育成、1-2-2 地域福祉活動団体への支援、3つ目最後が、1-2-3 高齢者・若者等への地域福祉活動への参加促進ということで掲げております。具体的な取組につきましては63ページということで、ご覧いただければと思います。

続きまして、64ページからになるのですが、こちらは伊藤課長補佐からご説明の冒頭にございましたけれども、この計画書の中に美里町成年後見制度利用促進基本計画というものも位置づけるということで、「1-3 権利擁護体制の強化」という部分をこの基本計画に加えさせていただきまして、今回の計画を組み立てております。現状と課題のところから、ここだけ少しページ数が多くなっておりまして、67ページまでとなっております。現状と課題、それから制度的な役割の部分も含めての記載ということで64、65ページはなっているというところでございます。

それでは、66ページをご覧くださいまして、その権利擁護体制の強化のところでの施策の方針というところでは、ここでは多く5つ設定をしております。1-3-1として成年後見制度の広報・啓発ということで、理解と必要な支援に結びつくようになるような広報や啓発を行っていくこと。1-3-2としましては地域連携ネットワークの構築ということで、関係団体とのネットワークの構築の関係です。1-3-3 相談・利用促進機能の強化ということで、多職種連携のチームによる支援の実施や成年後見制度の必要性を適切に検討できる仕組みづくりに取り組んでいくとしております。1-3-4 成年後見制度の利用支援ですが、申立手続や制度利用における費用の負担が難しい場合、制度が円滑に利用できるような支援としております。1-3-5 中核機関の設置検討ということで、制度の担い手や、地域連携

ネットワークの中核となる中核機関の設置について検討していくこととしております。具体的な取組が67ページに記載されています。

続きまして、68ページになります。

ここからは「基本目標2 ささえあいと協働による地域づくり」でございます。この基本目標の下には、大きく3つの施策を立てておりまして、それら一つずつご説明していきたいと思っております。

まず、68ページ目ですが、「2-1 住民同士の顔の見える機会・交流づくり」というものに対して、施策の方針では、2-1-1 気軽に交流できる場の構築、2-1-2 子育て家庭の交流促進、2-1-3 多世代交流の促進ということで組み立てまして、69ページに具体的な取り組み内容を記載しております。

続きまして、70ページでございます。

2つ目のところでは、「2-2 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり」でございます。施策の方針としては、2-2-1 多様な主体による見守り・声かけの推進、2-2-2 地域で支援を必要とする人の把握・対応、2-2-3 虐待・ドメスティックバイオレンスの早期発見・早期対応、2-2-4 認知症施策の推進でございます。71ページに具体的な取り組みを掲載しております。

続きまして、72ページにまいります。

基本目標2の最後の施策になりますが、「2-3 地域福祉ネットワークの構築」でございます。施策の方針としては、2-3-1 課題の共有・解決のしくみづくり、2-3-2 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築でございます。73ページに具体的な取り組みを記載しております。

続きまして、最後の目標でございます。「基本目標3 ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり」でございます。

こちらの目標には大きく4つの施策を立てております。まず初めが「3-1 保健福祉サービスの利用支援」ということで、施策の方針としましては、3-1-1 わかりやすい情報の提供、3-1-2 相談体制の充実、3-1-3 福祉サービスの質の向上、3-1-4 新たな支援やサービスの検討としております。具体的な取り組みは75ページになります。

76ページは、2つ目の施策でございます。「3-2 地域での自立支援」。施策の方針として、3-2-1 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築、3-2-2 高齢者や障害のある人の雇用促進、3-2-3 生きがいづくり・健康づくりを通じた地域力の向上、3-2-4 生活困窮者への支援でございます。具体的な取り組みは77ページに記載しております。

3つ目の施策、78ページでございます。「3-3 人にやさしい地域づくりの推進」でございます。この施策の方針では、3-3-1 公共施設など（ハード面）と住民意識（ソフト面）のバリアフリー化の推進、3-3-2 住民の移動手段の確保ということで2つ掲げております。具体的な取り組みは79ページにございます。

目標の3に対する施策の最後、80ページでございます。「3-4 地域における防災・防犯対策の推進」、施策の方針では3-4-1 避難行動要支援体制の整備、3-4-2 防犯・交通安全対策の推進ということで掲げております。81ページに具体的な取り組みを記載しております。

以上が、簡単ではございますが、目標と施策、施策の方針に対する具体的な取組ということでございます。

82ページからは、「第5章 計画の推進」でございます。

これまでの81ページまでが基本理念、基本目標を基に施策を立て、具体的なこの5年間の取組ということで掲載しておりますが、その5年間、どのように推進していくかというのがここ82ページ、83ページのところで記載しております。

はじめに、(1)計画の周知・啓発でございます。

地域福祉は、町だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。そのため、本計画で示した基本理念や取組について、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図りますというものです。

(2)計画の推進と進捗の確認です。

計画の推進に当たっては、国の福祉制度改革の動向を見極めながら、関連計画などを策定している関係課とも連携を図り、住民・町社協・町とともに、計画の進捗確認を行っていきます。

また、本計画は、美里町総合計画・美里町総合戦略における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、関連する分野別計画を推進するための考え方や方針を共有していく必要があります。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

なお、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」に則して、生活スタイルや地域活動のあり方にも大きな変容が求められています。そのため、具体的な事業の計画・実施にあたっては、このような側面にも配慮しながら取り組んでいくものとします。

(3)地域福祉の推進に向けた各主体の役割ということでございます。

この地域福祉の推進にあたっては、住民をはじめ、地域活動団体、町社協、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切であるということで、83ページに、それぞれ、ここでも4つの立場のところでそれぞれの役割を記載しております。

①住民の役割、②地域活動団体・地区社会福祉協議会・ボランティアの役割、③町社会福祉協議会の役割、④行政の役割ということで、それぞれがこの記載しております役割を果たしていきながら連携して取り組んでいくことがこの地域福祉の推進につながるということです。

それから、最後のページ、84ページになりますが、こちら資料編ということで、これは最後の策定委員会の際に、これまでの策定委員会の経過ですとか、要綱、条例等々も含めて、最後の策定委員会までにまとめていきます。

以上が私からのご説明とさせていただきます。

○事務局（伊藤課長補佐） すみません、私から、直接、計画書の内容とは関係ない部分で、本日、皆様に考え方についてお尋ねしたいことがありますのでお話しさせていただきたいと

思います。

今回、委員皆様のお手元に配付したこちらの計画書案、福祉計画ということもあり、各ジャンルの施策について述べた計画となっております。そちらの中で、やはり高齢者福祉、障害者福祉、子育ての子どもの部分の児童福祉、各ジャンルの中で、障害福祉の部分で、今回こちらの計画（案）、「障害」という表記を全て漢字で表記した形で案をつくっております。

実は、現行の計画、第1期の地域福祉計画と第3次の地域福祉活動計画、今年度最終となる計画では、こちらの「障害」の表記につきましては、法律とか名詞の部分は漢字で、話し言葉、説明文であったり口述的な部分は「がい」の部分、平仮名で表記しているという計画となっております。

それで、なぜ今回こちらの計画書案、全て漢字表記で案としてまとめたかということをご説明した上で、皆様のご意見をお諮りできればと思っております。

こちらの表記につきましては、これまでも国でも「しょうがい」の「がい」の漢字、一般的な「害」と「碍」の2つのパターンの漢字と平仮名で崩す3つの表記あるのですが、こちら国でも、表記をどうしましょうかという検討がこれまでもあったのですが、結論が出ないまま終わっております。そして、現在、国であったり、メディアですとNHK、近いところだと宮城県さんや宮城県社協さんの各種福祉に関連する計画、これらは漢字表記となっております。あとは町の介護保険の事業計画、障害福祉計画も漢字で表記しているところです。

こちら、私たち今回、漢字で表記した考え方というのが、ほかの団体さんなどにもお話ししているのですが、障害の「害」、これは本人を意味しているものではなく、その方に対峙している私たち、人であったり社会の中に物理的、心理的に存在して、それと向き合って解決していく考えという下で、今回の計画の素案を漢字表記としたところであります。ほかにもこの計画、後々にホームページなどでも公開するんですが、読み上げソフト、聴覚にハンディのある方が読み上げのソフトでそのホームページのデータを読んだ場合、漢字表記にしないと読み方がおかしくなるという事例もあって、実際、聴覚の障害の団体さんなどのホームページでは、漢字表記にしますという記述がある団体さんなども存在しておりました。

それで、本来、私たち、実際仕事したり日常生活でもお年寄りだったり障害をお持ちの方に対峙するときは、こんなこと普通に当然のことで支え合うという観点から、そんなこと考えないで体が勝手に動くものなんですが、計画という形、紙媒体という形で表記するというものにもなっておりますことから、すみません、私も実際この素案をつくるよりも、その表記どうするかってすごく悩んだんですね。今回、素案としては漢字表記でまとめさせていただいたという経緯があります。

この部分、皆様からも、私たちの考え、これでいいのか、いやちょっと違うんじゃないとかっていうご意見あれば、この場でご意見いただければと思います。すみません。すごく深い難しい話題提起で申し訳ないのですが、何とぞよろしくお願いいたします。

○会長（黒沼和良） それでは、説明的には、ほぼ全て終わったという解釈でよろしいですね。

どちらからいきましょう。まず最初、計画の素案からお諮りして、その後ということでもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、皆様方、長時間、もっともつこの膨大な資料を詳しくですと何時間も、半日以上もかかるような状況ですが、ざっと皆様方、前段で読んでいただきまして、ある程度の情報は入っていたと思いますので、今の説明でご理解を得たということを基本に、ただいままでの説明で委員の皆様方から、ご質問やご意見等ありましたらお聞かせ願いたいと、そういうふうに思います。

まず、この計画書の案についてお願いしたいと思います。どのような質問でもいいと思いますので、よろしくお願いします。西山委員さん。

○委員（西山重義） 大変立派にまとめていただいて、本当に事務局に感謝を申し上げたいようなくらい立派につくっていただきました。

それで、私ちょっと勉強不足で分からなかったんですけれども、「自助・互助・共助・公助」という言葉は、今まで大分地域でやってきたんですけれども、「互助」という言葉がね、あんまり、初めて私ここにきて「互助」という言葉分かったんですけれども、これは前からあったんですか。「互助」という言葉。今までね、地域では、「自助・共助・公助」と3つで浸透させてきたんですよね。ここにきて初めて「互助」という言葉が現れてきて、私もちょっと勉強不足なんだけど、この中身には書かれているんですけれども、前からこの「互助」という言葉は使っていたんですか。

○事務局（伊藤課長補佐） 西山委員さんのご質問、ご意見のとおり、一般的には「自助・共助・公助」という形で3つの部分、大きくクローズアップされて、よく計画であったり、テレビなどでもこの3つが取り上げられます。ただ、考え方として「互助」という部分も古くからはありました。それで、今回ここでも載せたという経緯があります。

そして、「互助」というのは、それこそ「自助」と「共助」以外の、例えば友達だったり、お隣付き合いだったりとか、地縁の中でもさらに狭い部分、例えば本人に対して密接な部分の「互助」というもので、今回表現させてもらったところです。

○委員（西山重義） ええ、内容はここに書かれているんですけどね。

○事務局（伊藤課長補佐） もともと、この単語自体はあったものではあります。

○委員（西山重義） ああ、そうですか。分かりました。

○会長（黒沼和良） そのほかにございましたら。

それでは、ちょっと私からよろしいですか。

82ページで、「（2）計画の推進と進捗の確認」という言葉がございますが、この計画（案）があって、それを推進していくわけですが、この「進捗の確認」という言葉がここに出ているんですけれども、具体的にはどういうふうな形で、どういう行為をして進捗の確認をどうするというのを、ここで具体的に言っているのか、ちょっとお願いします。

○事務局（伊藤課長補佐） それでは、事務局から、進捗の確認の考え方についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、前回の会議でも資料としてお示しさせていただいたような各種事業の評価、毎年、事務方で行っているものを簡単に取りまとめて、毎年、こちらの事務局同士で、実際にこの計画で思い描いた案のとおりできているか、事務局同士で確認をする考えであります。その次の段階として、事務局同士だけでやると、あまり広い目でそちら評価できませんので、進捗の管理としまして、これまでもこちらの会議の前に地域連携推進会議と

ということで、庁舎内の福祉だけではなくて各ジャンルの中堅職員、計画出す前にいろいろ意見を出してもらったりしている地域連携推進会議の中で最終的に進捗の確認をしながら、例えばしっかり取り組みなどができているか、できていないときは、こういう形で直したらいんじゃないかという意見を諮って、計画の５年間で進めていきたいと現在のところ考えております。

○会長（黒沼和良）　そういう意味ですね。

例えば、この策定委員会で何か出てくるわけではないと、そういうことですね。

○事務局（伊藤課長補佐）　はい。

○会長（黒沼和良）　では、そのほかに何かございましたら、この案につきまして。はい、どうぞ。

○委員（狩野充憲）　まず、本当に立派な計画素案を作成していただきました。大変事務局の方、お疲れさまでしたということでございまして、私から３点ほどあります。

まず、SDGs の関係ですけれども、７ページで、美里町の総合計画でSDGs の考え方を取り入れておりますけれども、それを踏まえて、この計画においても地域福祉を推進する中でSDGs の持続可能な社会の実現という目標も含まれるということになるという考えで、７ページの下にある８つの目標といいますかゴールを記載しておりますが、総合計画を受けてなのでどうかと思うんですけれども、目標の１０ってここにないですね、目標の１０として「人や国の不平等をなくそう」という目標があるんですが、それも何か福祉とかそういうのに関係がある目標なので、もし含められるのであれば、これもご検討をお願いしたいということが１つでございます。

それから、計画への記載の方法としてここでまとめてありますけれども、６０ページから基本目標がそれぞれあるのですが、これは見せ方だけの問題なんですけれども、基本目標の最初に、このSDGs の関係するアイコンを入れれば、より分かりやすくなるのかなというふうに思いました。

○事務局（伊藤課長補佐）　ありがとうございます。

○委員（狩野充憲）　続いてなんですけれども、第３節の基本目標。基本方針の策定に当たって、現行の計画を評価、現在のものですね。前の計画を評価していただきまして、地域福祉の課題を整理して４つの計画の視点から、人づくり、地域づくり、仕組みづくりという区分けによって３つの目標を定めているとありました。とてもいい目標だと思います。

ただ、１つだけ、５７ページの基本目標の説明書きについてなんですけれども、この基本目標というのは計画の要なので、目標に向かって住民の皆さんで地域福祉の充実を目指して取り組んでいくことになるもので、できる限り分かりやすく表現したほうがよいと思います。具体的には、この内容に問題があるというわけではなくて、例えば、基本目標１とかだと、センテンスが全部長文であったりして、表現が難しかったり、伝わりにくいというのがあるんじゃないかなと。もし可能であれば、分かりやすく修正していただけたらと思います。先ほど、伊藤課長補佐さんが説明したような内容だと、ずっと入ってきたところがあるので、ちょっとご検討いただければというふうに思います。

あともう一つ、最後なんですけれども、６０ページ以降から、基本目標それぞれによって施策の方針というのを、さらに細かく立てていただいておりますけれども、例えば、６６ペ

ーの権利擁護体制の強化の関係だと、施策の方針のところに、簡単な説明書きといいますか、方針を分かりやすく一、二行で書いていただいているんですけども、ほかのところも、もし可能であれば、こういった形で説明を加えていただくと、より方針が明確になるのではないかなと思いました。もし可能であれば、ご検討いただければと思います。

以上です。

○事務局（伊藤課長補佐） それでは、事務局から、ただいま3つご意見いただきましてありがとうございます。順を追って簡潔に回答させていただきます。

SDGsにつきましては、一番初め、基本目標にも項目入れてみようと思ったのですが、総合計画の各施策と、こちらの目標の部分、実際調整が、企画サイド、総合計画は企画財政課でつくっておりますが、そこを調整取り切れなかったという部分が、すみません、この場でこのようなお話をするのもなんですが、ありました。それで今回7ページに全体的に総合計画で定義している部分ということでまとめて記載させていただいたという経緯がございます。こちら基本目標3つなので、例えば、基本目標のタイトルの横にSDGsの各目標のどれが当たるかということ进行调整した上で、表記してみたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。

あと57ページの基本目標の表記です。こちらは内容としては、表現をもう少し平易な形で調整したいと思います。こちらもご意見どうもありがとうございます。

最後、66ページのような形の施策の方針の説明についてですが、こちらにつきましても調整を、本当に簡単な表記にはなりますが、1行とか1行半ぐらいにはなりますが、簡単な表記の追加を調整したいと思います。ご意見どうもありがとうございました。

○会長（黒沼和良） よろしいですか。

ほかに何かございましたら。よろしいですか。

もしなければ、そのほかに異議がないということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、そのような意見だということで、これ以降は異議なしということで、第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画の案につきましては、委員会として承認されました。

続きまして、先ほどのお話でございます。この計画書に表記する「障害」という文言の文字の取扱いについて、皆様方のご意見をお諮りいたします。どうでしょうか。なかなか難しい。本当にそういうお話が大分出ておりますので、皆様方の、この計画書に表記する文言としての文字の取扱いでございますが。

○事務局（伊藤課長補佐） 私自身も今回すごく迷ったということがあって、こうであるべきだというご意見ではなくても全然構いません。私の話を受けてどう思ったか、などでも構いませんし、こういう事例があるんじゃないとかそういうのでも構いませんので、何でも構いませんので、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員（武藤哲哉） それではよろしいですか。武藤と申します。

先ほどご説明いただいたような内容で漢字を使いますということは、私たちのほうでも大変そのとおりだなというところで納得できる部分かなというふうに思っております。ただ、そういった考えで採用しましたということが計画書上に注釈として書かれていると、より分

かりやすいかなと。

あわせてなんですけれども、使っている用語の中で専門的な用語も散見されるところではあるんですね。例えば、社協という観点でいうと「福祉教育」という言葉を使っていたりするんですけれども、もしかすると、この計画そのもの自体は住民の方も主人公として福祉に取り組んでいこうというところになるので、住民の人にも分かりやすいように注釈を加えるとか、あとは「要保護児童」とか、どちらかという専門用語と思われるような言葉も入っているので、その言葉がどういう考え方を示しているものなのかとか、そういった注釈があってもいいのかなと。その中でその「障害」は、漢字を使ったのはこういう理由ですというようにことを表記いただければいいのかなというふうに思った次第でございます。

○事務局（伊藤課長補佐） ご意見どうもありがとうございました。

「障害」の表記の考え方、こういう考えで表記していますと記載する方法、すごい貴重なご意見どうもありがとうございました。

それから、今、武藤委員さんおっしゃるとおり、用語ですね。やっぱり単語がどうしてもぱっと見て分かる単語、分からない単語って、ご意見のとおり計画書案の中ではありますので。ただですね、すみません。我々もすごく気合いを入れてつくり過ぎたというのがあって、ざっくばらんで申し訳ないんですけど、一般的に計画だと、例えば下のほうに各単語を注釈という形で入れるのが一般的なんです。けれども、すごい情報を詰め込み過ぎて、下のほうにページの余裕がないという部分が正直あります。それで、計画書の最後に用語集みたいな感じで、町の総合計画も計画書の最後に用語集という形で、単語の説明という形で記載しているところでもあります。こちらの福祉計画についても、同じような形で巻末に用語集という形でまとめられればよろしいかなと、今お話を聞きながら思ったのですけれども、そのような形での取りまとめでもよろしいでしょうか。

○会長（黒沼和良） 皆さんそのようでよろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（伊藤課長補佐） どうもありがとうございます。

すみません。ざっくばらんな話し言葉で大変申し訳ございませんでした。

○会長（黒沼和良） 最後に私個人的な意見なんですけれども、この会議でどうのこうの、してほしいというものじゃないんですが、基本的にテレビとかいろんな報道とかそういうのをずっと聞いていて、障害者の「害」という字を、その障害の「害」という字をそこに当てはめるということが、ずっと聞いていて、それが本当に妥当なのかどうかというのをすごく疑問に思っていたんですよ。今たまたまそういう文言が随分出てきたので、直接その「害」という字を目にした場合と平仮名表記した場合とでは大分ニュアンスが違ってきますので、基本的には「害」という字に敏感に反応する人たちがいて、やっぱり当然かなというふうに、私は個人的にはずっと思っていました。ですから、今後こういうものが、国が迷っている、県が迷っているということは十分に分かるんですけれども、こういう「害」という字が、本当にそういう人方に対して向けられて発する言葉で妥当ではないのかなというふうに個人的には思っていたところは事実です。これは感想ですので、この会議で反映してほしいというつもりはございませんので、たまたま皆さんと同じ委員として意見を述べるといったときには、そういう感じは持っていたということを皆さんに伝えておきたいなと思いました。蛇足

ですけれど。

はい、どうぞ。

○副会長（木村明子） 1つ、ついでになんですけれども、60ページ以降の右と左のページ、これは対になっていますよと先ほど説明があったので、私たち見ながら分かるんですけれども、これも読む方が分かるようにどこかにちゃんとそのように記載して、ここは右と左が対になっていますというの必要なと感じましたので。

○事務局（伊藤課長補佐） ご意見どうもありがとうございます。調整したいと思います。

○会長（黒沼和良） そのほかに全体的にご意見ございましたら。

もしなければ、議事をこれで終了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、3番目の議事の進め方としては、これで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、その他、よろしくお願いします。

○事務局（菊地課長） 貴重なご意見いろいろありがとうございます。

それでは、次第の4番、その他といたしまして、事務局から事務連絡を申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐） 事務局から前回も説明させてもらいましたが、今後の予定についてお話しさせていただきたいと思います。

前回の会議でもお話ししましたが、今日、皆様のご意見を受けて、こちらの計画を、大きい筋はこのままですが、本日いただいたご意見である程度、見やすさであったり表現の部分を直した上で、パブリックコメントとして今度はホームページや各施設にこの計画書案を掲示して、一般の皆さんからご意見をいただくという手続きをとることになります。こちらにつきましては、来週の12月3日にホームページ、また、庁舎はじめ各コミュニティ施設やこの健康福祉課、公共施設に紙ベースで、皆さんからご意見を下さいということで掲示をします。そして、12月3日に町のホームページと各施設に紙で置いた上で、意見の募集期間を12月10日から、年を明けまして来年の1月14日の金曜日、こちらパブリックコメント条例という町の条例がありまして、意見は年末年始を含まない30日間以上、皆さんから意見を募集する期間を設定するというのが条例で既に決められておりますので、12月10日から年明けの1月14日まで、パブリックコメント手続きの期間を設定する予定であります。

最終的に意見が出る、出ないというのは、今のところ未知数ではありますが、例えば、去年の介護保険事業計画だと、大体質問が30から40ぐらいございました。少ないご意見の場合ですと、1人、2人ぐらいの方から5つ、6つぐらいで終わることもあります。中には本当に、内容は見たんだけど何もないですよと、メールも来ないし意見もまるっきりゼロの場合もございます。最終的に、ご意見あるなし、今のところ未知数ではありますが、もしご意見があった場合、そのご意見について計画に反映させるかどうか。例えば、表記の部分でこういうふうに直したほうがいいんじゃないという意見が来るかもしれません。この考え方が間違っているんじゃないかなという意見も来るかもしれません。その意見に対して事務局で考え方と回答をまとめて公表するという手続きが今後出てきます。中には、ごもっともな意見だなということで修正しますよという回答も出てくるでしょうし、中には、こういうご

意見をいただいたけど、こういう理由でここは直せないですという回答、調整することもあるかもしれません。最終的に事務局で案をつくった後、地域連携推進会議で中身を精査して、最後の策定委員会となりますが、年明け1月後半から2月上旬ぐらいに予定したいと思っておりますが、そちらの中で、パブコメでこういう意見が出ました。それに対して計画にどのような形で反映させる、させないということを最後の策定委員会で委員の皆様にお諮りすることになりますので、今後あと1回の策定委員会となりますが、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

以上でその他について、終わらせていただきます。

○事務局（菊地課長） 皆様からは特にございませんでしょうか。

それでは閉会とさせていただきますが、閉会に当たりまして、木村副会長様からご挨拶を願います。

○副会長（木村明子） 皆様、大変お忙しい中、お疲れさまでございました。

本日は、本当にすばらしくまとめていただいた冊子の内容で、成年後見制度のことについても入れていただいて、とてもすばらしいなと思いました。

皆様方のそれぞれの貴重な意見をいっぱいいただきましたので、これをさらに修正していただいて、完成させていただくのに、事務局さん、もう少し、もうひと踏ん張りどうぞよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

○事務局（菊地課長） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

次回また策定の最終回のご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日

署名委員

署名委員